

総会

配布：一般

2013年4月12日

原文：英語

人権理事会

第22会期

議事日程議題7

パレスチナおよび他の占領下のアラブ領域

における人権状況

人権理事会により採択された決議*

22/26.

東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域および
占領下のシリア領ゴランのイスラエル入植地

人権理事会は、

国際連合憲章の諸原則に基づきまた武力による領域の取得は認められないことを再確認し、

憲章において述べられそして世界人権宣言、人権に関する国際規約および他の適用可能な文書
において詳述されたように、全ての国家は人権および基本的自由を促進しまた保護する義務を有し
ていることを再確認し、

特に、東エルサレムを含む占領下の領域におけるイスラエル入植地の違法性を再確認している、
人権委員会、人権理事会、安全保障理事会および総会の関連する諸決議を想起し、

*人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第22会期に関する理事会報告書
(A/HRC/22/2) 第1章に含まれる。

イスラエルは、パレスチナおよび東エルサレムとシリア領ゴランを含む、1967 年以来イスラエルに占領された全てのアラブ領域に法律上適用可能な、戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ第四条約の当事国であることに注意し、そして 2001 年 12 月 5 日にジュネーブで開催されたジュネーブ第四条約の締約国会議により採択された宣言を想起し、

占領権力による占領している領域への自らの一般市民の一部の移送は、ジュネーブ第四条約および 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約の第一追加議定書において成文化されたものを含む、慣習法の関連規定の違反を構成することを考慮し、

パレスチナ占領地域における壁の建設の法的帰結に関して国際司法裁判所が 2004 年 7 月 9 日に下した勧告的意見および東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域におけるイスラエルの入植地は、国際法違反と認められるというその結論を想起し、

2004 年 7 月 20 日の総会決議 ES-10/15 および他の関連する国際連合諸決議もまた想起し、

東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域におけるイスラエルの入植活動は、国際法のもとで違法でありまた国際人道法およびそこにおけるパレスチナ人民の人権の非常に重大な違反を構成し並びに和平プロセスを活気づけることおよび 2008 年末までに実行可能な、隣接した、主権を有するそして独立したパレスチナ国家を設立することを目的とした、2007 年 11 月 27 日のアナポリス和平会議と 2007 年 12 月 17 日のパレスチナ国家支援パリ国際ドナー会合を含む、国際的な努力を損なうことを確認し、

2010 年 9 月 21 日に中東カルテットによりなされた声明およびイスラエル—パレスチナ紛争に対する恒久的な二国間解決に到る中東カルテットの行程表のもとでの義務の当事者による履行についての声明の添付書類を想起し、また全ての入植活動に関する凍結を求めるその呼びかけに特に留意し、

国際人道法および関連する国際連合決議に違反した、イスラエル（占領権力）による入植地の建造の継続および拡大計画と占領下の東エルサレムの周りにイスラエルの入植地を結びつける計画を含む、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域における拡大、従って隣接したパレスチナ

国家の創設を脅かすこと、について重大な懸念を表明し、

継続しているイスラエルの入植活動は二国家間解決の実現を損ねていることに懸念を表明し、

国際法に違反した、東エルサレム内および周囲を含む、占領下のパレスチナ領域の内側の壁のイスラエルによる継続している建設に深刻な懸念を表明し、そして将来の交渉を予断し二国家間解決の実施を不可能にし得るまたパレスチナ人民の更なる人道的苦難の原因となる、1949年の休戦ラインから始まる壁の経路について、とりわけ懸念を表明し、

壁の経路は、東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域に於けるイスラエル入植地の大半を含むような方法で辿っていることに深く懸念し、

イスラエル政府が、関連する国際連合制度、とりわけ1967年以来占領されたパレスチナ領域における人権状況に関する特別報告者と十分に協力していないことに懸念を表明し、

1. 欧州連合理事会が、入植地、占領した土地に立てられた分離壁および家の取り壊しと立ち退きは、国際法の下で違法であり、平和に対する障害を構成しそして二国家間解決を不可能にする恐れがあること、およびとりわけ東エルサレムと西岸の残りの部分における自然増を含む全ての入植活動を直ちに終わらせそして2001年以来建設された全ての居留地を取り壊すことをイスラエルに求めたその緊急の呼びかけをくり返し表明した、2009年12月8日の中東和平プロセスに関する欧州連合理事会の結論を歓迎する。

2. 東エルサレムを含む占領下のパレスチナ領域における入植活動の違法性についての国際連合加盟国の大多数が行った声明を、また東エルサレムを含む全ての入植活動を直ちに止めることをイスラエルに求めた国際社会による緊急の呼びかけを再確認しつつ、感謝の念をもって歓迎する。

3. 和平プロセスを損ない、二国間国家解決と隣接する、主権を有するそして独立したパレスチナ国家の創設に対する脅威を構成し、また国際法違反であるような、西岸内および占領下の東エルサレム周辺におけるイスラエル入植者のための新しい住宅建設についての最近のイスラエルの声明を非難し、そしてイスラエル政府に対し、関連する国際連合決議を含む、国際的な合法性に応

じた最終的な解決に達する国際社会による現行の努力を更に損ないまた危うくするであろう、イスラエルの決定を直ちに取り消すことを求める。

4. 以下の事項について人権理事会の深刻な懸念を表明する。

(a) 東エルサレムとシリア領ゴランを含む、占領された地域の物理的性格および人口構成を変えそして戦時における文民の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ第四条約、とりわけ同条約第 49 条の違反を構成する、入植地の拡大、土地の収容、家の取り壊し、財産の押収および破壊、パレスチナ人の追放および自動車用迂回道路の建設を含む、国際法に違反したイスラエルの継続的入植および関連活動、並びに入植は、公正で包括的な平和の確立に対する、また独立した、実現可能な、主権をもつそして民主的なパレスチナ国家の創設に対する、主要な障害であるという呼びかけ。

(b) 中東の和平プロセスを前に進めるための国際社会の努力を損なう、多数の恒久的建物および構造物を含む、数千に達する、2008 年、2009 年、2010 年、2011 年および 2012 年に、新しく立てられた建造物の数が増加していること。

(c) ヨルダン渓谷に位置する入植地を含む、占領下のパレスチナ領域における主要な入植街区を維持するイスラエルの声明の最終地位交渉に対する言外の意味。

(d) より恒久的なものにし得る現場での既成事実を創造し、その場合には事実上の併合と等しいものとなる、イスラエル入植地の拡大および壁の後ろ側に到達しにくくする占領下のパレスチナ領域における新しい入植地の建設。

(e) 国際法と関連する国際連合諸決議の明白な違反である、西エルサレムと Pisgat Zeev のイスラエル入植地との間の路面電車のイスラエルによる運行。

5. イスラエル（占領権力）に対し以下のことを促す。

(a) 東エルサレムとシリア領ゴランを含む、占領下の領域における入植政策を取り消すことおよび、同国の撤収に向けた最初の段階として、東エルサレムにおけるものを含む、既存の入植地の、「自然増」と関連活動を含む、拡大を直ちに止めること。

(b) 東エルサレムを含む、占領下の領域における入植者の新たな任命を防止すること。

(c) 実施されたならば、継続的且つ実行可能なパレスチナ国家と二国の将来の首都としてのエルサレムについての展望を危うくすることにより紛争の交渉による解決の展望をひどく損なうであろうまたパレスチナの一般住民の強制移転も必要となり得る、E-1 計画に関する立案過程の凍結

を解除するその決定を直ちに取り消すこと。

6. イスラエルに対し、イスラエル入植者による暴力行為を防止することを目的として、武器の没収および刑事制裁の執行を含む、重大な措置および東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域におけるパレスチナの市民およびパレスチナ人の財産の安全と保護を保証する他の措置を講じ且つ実施することを求める。

7. イスラエル（占領権力）が、国際司法裁判所が 2004 年 7 月 9 日に下した勧告的意見において言及したように、その法的義務を十分に遵守することを要求する。

8. 当事国に対し、アナポリス和平会議およびパレスチナ国家支援パリ国際ドナー会合に一致した和平プロセスに新たな勢いを与えることおよび 1967 年 11 月 22 日の決議 242 (1967)、1973 年 10 月 22 日の 338 (1973)、1979 年 3 月 22 日の 446 (1979)、1979 年 7 月 20 日の 452 (1979)、1980 年 3 月 1 日の 465 (1980)、1980 年 6 月 30 日の 476 (1980)、1980 年 8 月 20 日の 478 (1980)、2002 年 3 月 12 日の 1397 (2002)、2003 年 11 月 19 日の 1515 (2003) および 2008 年 12 月 16 日の 1850 (2008) を含む、安全保障理事会諸決議、および他の関連する国際連合諸決議、1991 年 10 月 30 日にマドリッドで開催された中東に関する和平会議の原則、オスロ合意、二国家（イスラエルとパレスチナ）が平和で安全に暮らすことを許すアラブ平和イニシアティブおよびその後の協定に従って包括的な政治的解決に達することを目的とした 2003 年 11 月 19 日の決議 1515 (2003) において安全保障理事会により支持された行程表を完全に実施することを促す。

9. 事務総長に対し、第 25 会期に本決議の実施について報告することを要請する。

10. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第 50 回会合

2013 年 3 月 22 日

[44 対 1、棄権 2 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、ベニン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チ

リ、コンゴ、コスタリカ、チェコ共和国、エクアドル、エストニア、エチオピア、ガボン、ドイツ、グアテマラ、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、クウェート、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、モンテネグロ、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、カタール、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、シエラレオネ、スペイン、スイス、タイ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）

反対：

アメリカ合衆国

棄権：

コートジボワール、ケニヤ]